

## <仮称>「長崎しま旅わくわく乗船券」プロモーション業務仕様書

### 1. 業務の目的

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、国境離島地域（杵岐・対馬・五島列島）で使用できる体験クーポンが付いた航路の往復乗船券（わくわく乗船券）を11月に発売予定。このお得な乗船券を福岡都市圏及び長崎県を中心とした九州域内にテレビ媒体をはじめ、各種媒体等を複合的かつ一体的にプロモーションを実施することで、この乗船券の認知及び利用促進を図り、本県離島部への誘客を促進する。

### 2. 事業期間

契約締結日から平成31年3月15日（金）までとする。

### 3. 業務の内容等

#### （1）基本事項

##### ①対象エリア

対馬市・杵岐市・五島列島<五島市・新上五島町・小値賀町・宇久町（佐世保市）>

##### ②主なターゲットエリア

福岡都市圏及び長崎県内を中心とした九州域内

#### （2）宣伝資材の制作について

①「わくわく乗船券」を訴求するためのキャッチコピー及びキャンペーンロゴの制作

②テレビスポットCM用宣伝素材の制作（尺は15秒）

③「わくわく乗船券」を訴求するためのポスターを50部製作（B2サイズ）

④その他提案する媒体の宣伝素材の制作

※但し、「わくわく乗船券」を訴求するためのパンフレット及びWEBページについては長崎県観光連盟で制作します。

#### （3）プロモーションについて

##### ①テレビスポットCMについて

ア. 長崎県内のテレビCMについては民放2局以上を活用することとし、且つ、合計200本以上放送すること。

イ. 福岡県内のテレビCMについては民放1局以上を活用することとし、且つ、合計500GRP以上放送すること。

ウ. テレビCMについては全日フリーとするが、消費者の認知度を高めるために放送タイム区分については配慮すること。

エ. テレビCMについては、最終的に長崎県観光連盟が制作するWEBページに誘導する内容にすること。 ※誘導するワードは「長崎しま旅」検索。

オ. テレビを活用したパブリシティの獲得

##### ②その他効果的な媒体の活用

※但し、「わくわく乗船券」の発売予告については、長崎県観光連盟が独自に新聞を活用した展開を予定。また、「わくわく乗船券」のWEBページに誘導するWEBプロモーションについても長崎県観光連盟が独自に展開する予定。

③長崎県観光連盟が制作する「わくわく乗船券」のパンフレット5000部については、福岡都市圏及び長崎県内において設置または配布をすること。

(4) プロモーションの実施時期について

プロモーション期間 平成30年11月下旬～平成31年2月14日(木) 予定

※できるだけ早い開始を希望します。

#### 4. 成果品の提出

(1) 提出する成果品

①業務の実施結果を記載した報告書及びこのデータを格納した電子媒体を各1部

②実施した媒体

(2) 提出期限 平成31年3月15日(金)

(3) 提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 (新県庁舎5F)

一般社団法人長崎県観光連盟 情報企画部 山田 順司

#### 5. 成果の帰属及び秘密保持

(1) 本業務により得られた成果品(映像、画像を含む)の著作権は、無償で長崎県観光連盟に帰属するものとする。

(2) 秘密保持

①本業務に関し、受託者から長崎県観光連盟に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

②本業務に関し、受託者が長崎県観光連盟から受領又は閲覧した資料等は、長崎県観光連盟の了解無く公表又は使用できない。

③受託者は、本業務で知り得た長崎県観光連盟、長崎県及び事業者等の業務上の秘密を保持すること。契約期間終了後も同様とする。

#### 6. 個人情報の保護

受託者は、本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

#### 7. 再委託

受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事業の一部について、受託者があらかじめ長崎県観光連盟と協議し、長崎県観光連盟が承認した場合は、第三者に委託し、又は請け負わせることができることとする。

#### 8. その他

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要があると認められる場合は、長崎県観光連盟と協議すること。